

第 8 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年8月16日(金)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・7 森 哲也・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上10名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 7 森 哲也・14 宮本 政春

事 項

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 時効取得による所有権の移転について

報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第8回第2農地部会を開会いたします。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
7番の森 哲也、14番の宮本 政春の両委員にお願いしたいと思っておりますので
よろしく申し上げます。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いし
ます。
- 事 務 局 議案の審議に入らせていただく前に、恐れ入りますが議案書の差し替えをお願い
いたします。
差し替えを行う理由でございますが、事前に皆様に送付させていただきました
旧議案書の1ページ 報告第1号と8ページ 議案第2号の案件につきまして、
取下げ願いが提出されたため、議案書全体の報告番号および議案番号が変更とな
るためです。
以上で、議案書の差替えについての説明を終わります。
大変申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。
- それでは報告案件のご説明をさせていただきます。
- 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ございま
す。
番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は19,985.89㎡で、その
内訳は田が12,474㎡、畑が7,399㎡、その他が宅地で、112.89
㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
- 3ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第4第1項第7号の規定による届出について、ございま
す。
番号1 進入用道路でございます。
以上、合計件数は1件、合計面積は畑で71㎡でございます。
- 4ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1、権利者、_____、申請地は畑で、面積が439㎡、取得年月日は平
成2年4月25日でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有
地として維持管理しており、取得時効が成立しています。以上、件数は1件、合
計面積は畑で439㎡でございます。

5ページをお願いします。

報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 _____、主たる耕作物 茶、耕作面積 畑3.9ha。
以上件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長 事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく願いします。

次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 6ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 丹生俣、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 227㎡、申請地 美杉町丹生俣宮垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 185㎡ 外1筆、合計面積 227㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

番号2、地区 下之川、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 1,181㎡、申請地 美杉町下之川上村 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175㎡ 外4筆、合計面積 1,038㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

以上、合計件数は2件、合計面積は1,265㎡で、その内訳は、田が990㎡、畑が275㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思っております。

結城委員 18番 結城です。1番7日の日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方による離農で、受人は空き家との同時取得という事でございます。これは市の農振地に入っていると思っておりますので、農地の適正利用のことを

指導していきたいと思えます。

2番は、これも7日の日に現地確認を行ってきました。渡人は遠方に居住しているので管理ができない、ということで、受人は家の周辺の農地を買い受け、家庭菜園をしたいということです。これについては、農地として確実に守るようという指導をしてあります。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思えます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思えます。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町上出_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 271㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成29年1月26日の相続による取得以前から同じ目的で利用されてきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町二本木柏原_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 2,388㎡。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地および資材置場用地とするものです。なお、当該申請地については、ビニールハウス内や進入路にコンクリート施工し、利用している旨の始末書の提出がありますことから、今回これを追認しようとするものです。

農地区分につきましては、農用地区域内農地でありましたが、7月9日に用途区分が農地から農業用施設用地に変更されたことから、不許可の例外に該当するものと判断されます。

以上、合計件数は2件、合計面積は、合計面積は2,659㎡で、その内訳は、田が2,388㎡、畑が271㎡でございます。

	<p>いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思ひます。1番。</p>
森 委 員	<p>7番森です。8月7日の日に現地確認してきました。現場は国道165号沿いです。私が生まれた時からこの状態になっておりまして、事務局の説明通りでございます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>2番お願ひします。</p>
中谷委員	<p>16番 中谷です。7日の日に守山会長、諸戸部会長、本庁事務局、西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所担当とで確認をしてまいりました。場所は_____から南へ300mぐらい行った所です。_____、白山町の担い手の中心的な人物でして、何ら問題は無いかと思われまますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。</p>
事 務 局	<p>2番の説明の所で、「農用地区域内農地でありましたが」と説明させていただきましたが、農用地区域内農地には間違いありません。用途区分が農地と農業用施設用地があるということです。このため、「ありましたが」というところを、「農用地区域内ではございますが」ということで、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思ひます。</p>
議 長	<p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願ひします。</p>
事 務 局	<p>8ページから9ページをお願ひします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居野村町北小膳田_____、台帳地目・現況地目とも</p>

畑、面積 439㎡ 外1筆、合計面積 496㎡。

これにつきましては、自動車販売修理業を営む受人が、事業用の車両置場を確保するため、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町落合 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 826㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、586.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の71.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町地蔵堂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,142㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、586.80㎡、地元の営農組合との協議により、共用通路を確保・提供し、また、太陽光発電施設の工事業者でもある譲受人の管理用車両置場を確保すること、敷地内に浸透用排水路を2本設置することなどにより、パネル設置率は転用面積の27.4%となりますが、転用主目的の太陽光発電施設について周囲をフェンスで囲い、管理・運用することが示されているため、計画全体として、申請地を太陽光発電施設用地として供することが認められます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町落合 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,140㎡ 外1筆、合計面積 1,576㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、586.80㎡、地元の営農組合との協議において、共用通路を確保・提供し、また、敷地内に浸透用排水路を2本設置することで、転用面積に対するパネル設置率は37.2%となりますが、転用主目的の太陽光発電施設の周囲をフェンスで囲い、管理・運用することが示されているため、計画全体として、申請地を太陽光発電施設用地として供することが認められます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 新家町浜井場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,358㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、586.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町落合 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,074㎡ 外1筆、合計面積 1,354㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、586.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の43.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻ハシラ _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,277㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。

なお、本件におきましては土地造成を伴うことから、7月5日付で津市開発指導要綱に基づく届出がなされており、届出の審査完了と同時の許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野道正 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 340㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、本年1月10日頃から既に同じ目的で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川口、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口大角 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 454㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、265.32㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町八知当地蔵 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 177㎡ 外2筆、合計面積 1,040㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、469.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 太郎生、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、

渡人 _____、申請地 美杉町太郎生下切_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 770㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、289.44㎡、南側の建物の影の影響を受ける範囲を除いた利用計画とするため、パネルの設置率は、転用面積の37.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 太郎生、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町太郎生上切_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,279㎡ 外3筆、合計面積 1,419㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、558.72㎡、申請地周辺の宅地と一体利用し、また申請地の一部を太陽光用資材置場として使用することにより、利用計画全体としての土地面積1,661.69㎡に対するパネル設置率は33.6%となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川上村_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 143㎡。

これにつきましては、移住のため隣地の住宅を購入した受人が、自家用および来客用の駐車場所の確保のため、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は13,194.91㎡、このうち田が4,906.00㎡、畑が8,288.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番から6番。

田口委員 6番、田口です。1番、去る7日の日に現地確認してまいりました。詳細は事務局の説明通りでございます。場所は_____、_____南西の角でございます。森さんと私と諸戸さん、地元推進委員で、見てまいりました。これも事務局の説明通りでございます。

2から6番までですけど、2番は午前中に行ってますけど、昼からも一緒に見ましたが、場所は雲出川の近鉄の_____の所、_____の西あたりですね。これもいつもの所ですけど、これも午後、本庁確認でございますので、会長・部会長・事務局・地元推進委員で行ってまいりました。これも場所的にも全部太陽光になってきてますので、なんら問題もないと思われまますので、よろしくお願い致します。

議 長 7 番、8 番。

前田委員 2 4 番 前田です。まず 7 番目の建売の住宅用地でございます。8 月 7 日に会長、諸戸部会長・事務局それから宮本委員と私と、それから地元推進委員が現地を確認いたしました。周辺については、_____の近くでございます。周辺はだいたいそういう住宅が建っている一角でございます。中身につきましては、先ほど説明があった通りでございます。

8 番目の市川さんの一般個人住宅用地です。場所につきましては、_____の近くでございます。現実的にはこの人、相続で、事前にもう埋め立てているということでございます。中身の詳細につきましては先ほど事務局の説明があった通りでございます。以上審議よろしく申し上げます。

議 長 9 番、よろしく申し上げます。

中谷委員 1 6 番 中谷です。7 日の日に西森・中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所担当とで確認をしてまいりました。場所は_____の東、およそ 1 0 0 m ぐらいの所です。この一角もうだいぶ太陽光のパネルが並びだしまして、数少ない畑地がまた 1 枚太陽光の発電施設になったという形です。なんら問題はないかと思えます。よろしく申し上げます。

議 長 1 0 番から 1 3 番。

結城委員 1 8 番 結城です。1 0 番から 1 3 番まで説明を致します。1 0 番、7 日の日に会長・部会長・地元推進委員、それと事務局で現地を確認いたしました。当該地を所有権移転をし、太陽光発電施設にしたいということでございます。

それから 1 1 番、水稻が植わっていて、収穫が終わった際に太陽光発電をしたいという事ですので、よろしく申し上げます。

1 2 番は、売主は耕作はもうできないと。これを太陽光発電施設にしたいという事でございますので、よろしく申し上げます。

1 3 番の下之川は、これは、地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。渡人は遠いところに住んでいるので、管理がとても無理と、受人はこれまた隣地で、宅地が建物もその傍にひっついておりますので、これは駐車場がないと。このかた来客が多そうです。自動車整備から中古車販売をしているという話をしていました。来客の駐車場にしたいという事ですので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 3 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 戸木町西羽野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 65㎡。 これにつきましては、借人は、隣地に住宅を新築することに伴い、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を駐車場用地および資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町下鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 430㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は畑で495㎡でございます。 以上の案件につきまして農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。1番。
田口委員	8月7日の午前中に見てまいりました。農業委員の森さんと中野さん、そして諸戸さん、それから私と、地元推進委員で見てまいりました。 これ場所は _____ という所がありますがその南200mぐらい行った所、それを西へ曲がって50mぐらいの所です。これももう、場所的には3回目かな。これもなんら問題ないと思います。事務局の説明通りでございます。よろしくお願い致します。
議 長	2番お願いします。
森 委 員	7番 森です。8月7日の午前中に現地調査行いました。諸戸部会長、田口さ

ん、私と中野さんと地元推進委員と現地を確認いたしました。場所は_____から北へ500mほどの所でございます。あとは、事務局の説明通りでございますので、審議よろしくをお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借で16,807㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,272㎡、契約件数は14件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で19,921㎡、畑の使用貸借で680㎡、契約件数は23件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で4,101㎡で、契約件数は2件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で779㎡で、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて41,608㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて3,952㎡、合計契約件数は40件、合計面積は45,560㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区5件、一志地区で5件、白山地区で2件で合計12件、合計面積は22,474㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で30%、面積で49.3%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号13、ほか21件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この22件についていかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました22件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室してください。

< 入 室 >

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これ
をもちまして、第8回第2農地部会を閉会します。

午後2時37分

上記は、第8回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年8月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____